

【注記事項】

1 重要な会計方針

(1) 有形固定資産及び無形固定資産の評価基準及び評価方法

① 有形固定資産……………取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

ア 昭和 59 年度以前に取得したもの……………再調達原価

ただし、道路、河川及び水路の敷地は備忘価額 1 円としています。

イ 昭和 60 年度以後に取得したもの

取得原価が判明しているもの……………取得原価

取得原価が不明なもの……………再調達原価

ただし、取得原価が不明な道路、河川及び水路の敷地は備忘価額 1 円としています。

② 無形固定資産……………取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

取得原価が判明しているもの……………取得原価

取得原価が不明なもの……………再調達原価

(2) 有価証券及び出資金の評価基準及び評価方法

① 満期保有目的有価証券……………償却原価法（定額法）

② 満期保有目的以外の有価証券

ア 市場価格のあるもの……………会計年度末における市場価格
(売却原価は移動平均法により算定)

イ 市場価格のないもの……………取得原価
(又は償却原価法（定額法）)

③ 出資金

ア 市場価格のあるもの……………会計年度末における市場価格
(売却原価は移動平均法により算定)

イ 市場価格のないもの……………出資金額

(3) 有形固定資産等の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除きます。）……………定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物 3 年～50 年

工作物 8 年～60 年

物品 2 年～20 年

浮標等 20 年

② 無形固定資産（リース資産を除きます。）……………定額法

③ リース資産

ア 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

……………自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法

イ 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
.....リース期間を耐用年数とし、残存価値をゼロとする定額法

(4) 引当金の計上基準及び算定方法

① 徴収不能引当金

未収金については、過去5年間の平均不能欠損率により、徴収不能見込み額を計上しています。

② 退職手当引当金

地方公共団体財政健全化法における退職手当支給額に係る負担見込額算定方法に従っています。

③ 賞与等引当金

翌年度6月支給予定の期末手当、勤勉手当及びそれらに係わる法定福利費相当額の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

(5) リース取引の処理方法

① ファイナンス・リース取引

通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

② オペレーティング・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

(6) 資金収支計算書における資金の範囲

現金（手許現金及び要求払預金）としています。

なお、現金には、出納整理期間における取引により発生する資金の受払いを含んでいます。

(7) その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

① 物品及びソフトウェアの計上基準

物品については、取得価額又は見積価格が50万円（美術品は300万円）以上の場合に資産として計上しています。

ソフトウェアについても、物品の取扱いに準じます。

② 消費税等の会計処理

税込方式によっています。

ただし、一部の連結対象団体（会計）については、税抜方式によっています。

2 重要な後発事象

(1) 組織・機構の大幅な変更

該当なし

3 偶発債務

(1) 係争中の訴訟等

係争中の訴訟等で損害賠償等の請求（百万円以上）を受けているものは次のとおりです。

事件番号	事件名	請求金額
京都地方裁判所平成 30 年（ワ）第 264 号	損害賠償請求事件	7 百万円

4 追加情報

(1) 連結対象団体（会計）

区分	種別	名称	連結の方法
全体 連結	一般会計	一般会計	全部連結
	地方公営事業会計	国民健康保険事業特別会計	全部連結
		国民健康保険直営診療所事業特別会計	全部連結
		後期高齢者医療事業特別会計	全部連結
		介護保険事業特別会計	全部連結
		介護サービス事業特別会計	全部連結
	うち 公営企業会計	工業用地造成事業特別会計	全部連結
		宅地造成事業特別会計	全部連結
		市民太陽光発電所事業特別会計	全部連結
		水道事業会計	全部連結
		病院事業会計	全部連結
	一部事務組合 ・広域連合	京都府市町村議会議員公務災害補償等組合	比例連結
		京都府自治会館管理組合	比例連結
		京都府住宅新築等貸付事業管理組合	比例連結
		京都府後期高齢者医療広域連合	比例連結
		京都地方税機構	比例連結
	地方三公社	丹後地区土地開発公社	比例連結
	第三セクター	(財) 京都府丹後文化事業団	全部連結
		(財) 京丹後市公園緑化事業団	全部連結
		(財) 丹後地域地場産業振興センター	全部連結
		(株) テンキテンキ村	全部連結
		(株) くみはま縣	全部連結
		(株) 京丹後市総合サービス	全部連結
		京丹後製茶 (株)	比例連結

地方公営事業会計は、全て全部連結の対象としています。

ただし、地方公営企業法の財務規定等が適用されていない地方公営企業会計のうち、当該規定等の適用に向けた作業に着手している簡易水道事業特別会計、公共下水道事業特別会計、集落排水事業特別会計及び浄化槽整備事業特別会計については、連結対象団

体（会計）の対象外としています。したがって、一般会計等における繰出金等が内部相殺されていません。

（２） 出納整理期間

地方自治法第 235 条の 5 に基づき出納整理期間を設けられている団体（会計）においては、出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。

なお、出納整理期間を設けていない団体（会計）と出納整理期間を設けている団体（会計）との間で、出納整理期間に現金の受払い等があった場合は、現金の受払い等が終了したものとして調整しています。

（３） 表示単位未満の取扱い

百万円未満を四捨五入して表示しているため、合計金額が一致しない場合があります。